



市 章

大津市公報

平 成 27 年 12 月 1 日
号 外 (第 67 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 59 大津市長選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日等について..... 1
- 60 大津市長選挙に伴い選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について..... 1

選挙管理委員会告示

大津市選挙管理委員会告示第59号

平成28年1月17日執行予定の大津市長選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成27年12月1日

大津市選挙管理委員会
委員長 北 井 征 暁

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成28年1月9日。ただし、年齢については選挙の期日
- 2 登録を行う日 平成28年1月9日
- 3 縦覧に供する日 平成28年1月10日

大津市選挙管理委員会告示第60号

平成28年1月24日任期満了による大津市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の登録の移替えを選挙期日後に延期する期間を次のとおり定める。

平成27年12月1日

大津市選挙管理委員会
委員長 北 井 征 暁

登録の移替えを延期する期間 平成27年12月15日から平成28年1月17日まで